

土地改良区等に対する特別検査について（検査結果の概要）

土地改良区での不祥（収賄）事件を受け、県が実施した土地改良区等に対する特別検査の結果の概要について、お知らせします。

1. 特別検査の概要

- ねらい** ・各土地改良区等の入札、契約の方法について確認し、改善が必要な場合には、公正な競争や内部けん制的な機能が働くような方法の導入を指導(助言)するもの。
- 対象** ・県内の土地改良区（97 団体）及び土地改良区連合（5 団体）
- 期間** ・5月28日～8月28日
- 方法** ・各土地改良区等を訪問し、聴き取り及び関係資料を確認

【土地改良区の設立状況】

土地改良区は、「土地改良法」に基づき地域の農業者により組織された団体であり、その地域における農業用の用排水施設の整備や区画整理等の土地改良事業を実施するほか、土地改良施設の維持・管理等を行っています。

土地改良区は、都道府県知事の認可によって設立し、全国では4,095 土地改良区と73 土地改良区連合が、県内では97 土地改良区と5 土地改良区連合が活動しています。（令和6年3月31日現在）

土地改良区設立状況（令和6年3月31日現在）

	地区数	面積 (ha)	組合員数 (人)
土地改良区	97	60,379	152,064
土地改良区連合	5	5,297	13,609
合計	102	65,676	165,673

2. 検査結果

(1) 指導(助言)状況

- ・工事執行実績あり・・・・・・・・・・89団体（検査対象102団体）
- ・工事執行件数・・・・・・・・・・年間 約600件(随意契約含)
- ・指導（助言）を行った団体・・・・・・・・88団体

※コンプライアンスの啓発については、102団体全てに実施

(2) 指導(助言)事項

指導(助言)を行った88団体に関しては、土地改良法等の法令上の違反は確認されていませんが、今回の不祥事件を受けて、特に対策が必要と考える事項は以下のとおりです。

< 対策が必要な事案 > ※複数の事項について指導した団体あり

○けん制機能の確保について

①業者選定を組織内の複数者で諮らず実施・・・・・・・・8団体

○入札の競争性確保について

②指名業者数の不足・・・・・・・・・・22団体

○工事の品質確保について

③予定価格作成時の歩切り実施・・・・・・・・・・36団体

④ダンピング対策（最低制限価格）の未導入・・・・・・・・82団体

○入札の公正性確保について

⑤指名業者を集めての現地説明会の実施・・・・・・・・30団体

⑥工事完成保証人制度・・・・・・・・・・27団体

3. 今後の方針

(1) けん制機能の確保について

①業者選定については、審査会など複数の役員等で諮る体制を整備するよう、けん制機能の確保の徹底を指導します。

(2) 入札の競争性確保について

②より競争性を高めるため、工事の指名競争入札等で必要な業者数の確保の徹底を指導します。

(3) 工事の品質確保について

③予定価格の歩切りについては、設計した設計金額を減額する行為であることから、廃止を徹底します。

④電子入札システム整備の検討・具体化を支援し、一般競争入札やダンピング対策の導入等により、入札方法の改善を図ります。

(4) 入札の公正性確保について

⑤指名業者を集めての現地説明会は、公正な入札を阻む恐れがあるため廃止の徹底を指導します。

⑥工事完成保証人制度は、業者間の貸し借りにつながる恐れがあるため、規約等を改正し、廃止の徹底を指導します。

(5) 土地改良区の体制強化

引き続き土地改良区の統合整備(合併等)を推進します。